

「新型コロナウイルス感染防止対策取組店」について

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、東京都では8月1日から、すべての事業者は、業界団体が作る感染拡大防止のガイドラインを守ること。さらに都民には「ガイドラインを守らないお店は避けてください。」「感染拡大防止のステッカーを掲示している店を選んでください」と発表し、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の改正により、以上の内容が努力義務となりました。

下記の東京都「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していない組合員の方は、東京都のホームページよりダウンロードして掲示してください（詳細は機関紙『めんとうきょう』8月号6・7ページ参照）。パソコン等がなくステッカーを掲示できない方は、組合事務局まで連絡いただければ、代わりに作成してお送りします。

さらに組合では、内閣府および厚生労働省より、ガイドラインの徹底遵守の要請により、下記の厚生労働省「感染防止対策取組店」証を交付する事業を開始しました。感染拡大防止に取り組んでいる事をPRするためのステッカーです。

「感染防止対策取組店証」は、専門指導員（各支部長・組合事務局職員）が巡回指導において取組状況を確認し、交付基準を満たしているお店に交付される信頼性のあるステッカーです。詳しくは支部長もしくは組合事務局にお問合せください。

全ての組合員の皆様が、両方のステッカーを掲示し、お客様に安心して食事をしていただき、お店の繁盛に結び付けていただきますよう、お願い申し上げます。

東京都「感染防止徹底宣言」ステッカー

厚生労働省「感染防止対策取組店証」ステッカー

